

## 第6回 聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会 会議記録

- 1 日時：令和5年7月6日(木)13:15～15:15
- 2 会場：聖籠町町民会館会2・3会議室
- 3 委員：欠席2名
- 4 次第
  - (1) 開会のあいさつ
  - (2) 協議・報告（司会:委員長）
    - ① 令和5年度 of 取組報告について…資料1
    - ② 令和5年度の計画(予定)について…資料2
    - ③ 「聖籠町立中学校を対象とした試行期間における地域部活動推進事業」について…資料3
  - (3) その他
    - ① 今後の「聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会」について
  - (4) 閉会のあいさつ（社会教育課長）
- 5 議事概要
  - (1) 教育長開会のあいさつ（教育長公務のため挨拶後帰庁）
  - (2) 協議・報告（議長は杉崎委員長：設置要綱第5条による）
    - ① 令和5年度 of 取組報告について
      - ア 事前配布資料に代わり、本日本配布の資料と差し替え
      - イ 配布資料の説明
      - ウ 質問なし
    - ② 令和5年度の計画(予定)について
      - ア 配布資料の説明
        - ・ 地域部活動に完全に移行する時期は、現在の時点では10月7日(土)になる予定である。
        - ・ 予定では今年度も保護者説明、令和6年度実施部活動説明の予定は入れているが、あくまでも予定であり未定の部分が多い。
        - ・ 地区駅伝前の試走を行う週休日、記録会開催の週休日などは学校部活動として活動を行う。そうした場合の当該週休日は部活動ガイドラインにより、地域部活動は活動できないことになる。
      - イ 質問
        - 委員 柔道などは土曜日合同練習、日曜日に大会という場合がある。  
このように週休日に休めないことがあるが、どうすればよいか。
        - 事務局 聖籠中学校の場合、水曜日が部活動休止日になっておりますが、もう一日平日に休止日を作ってもらおう。このことについては学校部活動顧問と連絡を取り合ってもらおうことになる。

また、年間の指導時間は105時間を上限としており、報酬額もこの時間で予算を組んでいる。したがって、年間の計画を立てる際には、このような試合や、練習会のことも念頭に置いてもらうことになる。

③ 聖籠町立中学校を対象とした地域部活動推進事業について

ア 配布資料の説明

- 本来ならばこの推進事業は、計画初期の段階で作成すべきものであった。しかし、今年度になって作成した。従って、順序不同で作成したので提出様式まで作成した。事前に資料送付し、二名の委員様から質問をもらっており説明と合わせて回答した。
- 一点目、6(5)について「ここでの委託とは、スポネットせいろうへの委託を指すのか」について — 今現在、運動部活動のみの運用となっているため、スポネットせいろうを示す。
- 二点目、7について「地域部活動開設の申請において、一種目につき一団体などの取り決めは必要ないか」について — 現在試行段階であり、こちらからお願いする形になっての取り決めは不要と考えている。しかし、今後本実施となれば町の手を離れることになるので、同一競技複数クラブの開設も可能と考えている。
- 三点目、「大会に参加する地域指導者の報酬は計算されているのか」について — 先ほどの回答と重複する部分もあるが、「聖籠町部活動ガイドライン」が根拠になる。主に中体連大会以外の大会を想定しているものと受け止めた。通称「冠大会」と言われるものも報酬の対象になる。聖籠町としては報酬額を1日3時間×35週×報酬額(1時間当たりで編成)している。年間の指導総時数105時間にこのような大会参加も見込んで年間活動計画を作成してもらうことになる。補足であるが、一日3時間分の報酬しか支払わないのではなく、指導総時数以内で考えている。
- 四点目、「合同練習や強化練習に帯同する場合、一日練習の場合の報酬はどうか」について — 三点目の回答と同様、年間活動計画に位置付け、指導総時数105時間の範囲内に収めるようにしてもらう。
- 五点目は、「予定していた日に、地域部活動指導者が予定つかない場合の対応」について — 他の指導者に代わってもらうことになる。年度当初に指導者登録をした人が「地域部活動の活動」の指導者となる。また、部活動顧問への代替依頼については、本来の趣旨に反するので部活動顧問へは依頼できないことになる。急遽中止する対応をとることになる。緊急連絡方法を確立しておく必要がある。
- 六点目は、「指導者と生徒、保護者との電子端末での個人的なつながりを持つことへの注意喚起」について — 情報提供された資料を紹介 — 「先行している他県の他のスポーツです。地域指導者(男性)と生徒(女子)が個別にLINEでつながり、指導者と女子生徒だけでバーベキューをした。男子生徒は呼ばれなかった。生徒(保護者)と指導者の直接のLINEはしない旨の指導があった。」このことは学校現場でも指導されている事案であ

る。今後の指導者研修に生かしていきたい。他市町村教育委員会が学校長あてに発出した文書も配布し、事案の重要性を共有した。

イ 質問

委員 様式1裏面の練習計画は、どの程度まで書くのか。

事務局 記入例程度で構わない。参加生徒の技能程度や経験の有無などばらつきがあることを考慮する必要があるため。

委員 様式1の申請者はだれでもいいのか。

事務局 関係者であればだれでもいいと考える。例えば、競技団体の会長が申請者となり、直接地域部活動の指導者にはならな場合などもあると考える。

委員 学校が申請者となってもいいのか。

事務局 他市町村の状況をみると学校が申請者になっている場合があり、申請者に学校名もしくは校長名を記載することは可能である。その場合、教職員の働き方改革に基づく地域部活動であるため、保護者や地域への説明を考えておく必要はあると考える。

委員 様式1の責任者や指導者などは必ず書かなければならないのか。

事務局 試行期間であり、町の公費が投入されている事業なので、このような書類の提出は必要であると考え。本実施となり町の事業でなくなり、スポネットせいろう傘下に入った場合は、その限りではない。

委員 地域部活動指導者の研修はどのような形で行ったのか。

事務局 新潟県教育庁保健体育課作成の資料を利用して行った。資料は視聴データになっており、一方的であるが視聴する形で行った。会場は町民会館会議室で、社会教育課担当が同席した。講義内容は全10講座で構成されており、5講座ずつ2回に分けて行った。

委員 研修の内容は、競技全般に対応できる内容になっているのか。

事務局 内容は、特定の競技に対応するものではなくスポーツ全般にかかわる内容であった。講座によっては、中学生という発達段階を考慮した内容も盛り込まれたり、女子生徒への配慮すべき内容なども講義の中にあり、バランスの良い資料であった。

委員 ガイドライン中の、スポネットせいろうの役割の部分を変更したい

事務局 社会教育課とスポネットせいろうで確認と整理をし、今後提案したい。

## 6 その他

事務局からのお願い（提案）

今年7月末日をもって、任期が終了する。提言も出され所期の目的は達せされた。そこで、今後も検討委員会の委員として再任させてもらいたい。

委員からは同意を得た。

任期始まりに会議を招集し、委嘱状を配布すべきところであるが、短期間の内で会議を招集することは避ける。

10月中に第2ステージの初回の会議を開催する予定とした。

今後の「聖籠中学校の部活動の在り方検討委員会」については、今後日程調整をする。

## 7 社会教育課長閉会のあいさつ

（社会教育課長別会議出席のため不在。社会教育課課長補佐があいさつ）